

令和2年4月16日

都市ガスをご利用の皆様へ

(新型コロナウイルス感染症の影響に対する弊社の取組)

経済産業大臣の指示に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対しては、以下のとおり、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応するよう要請が御座いました。

弊社はこれに賛同し以下の取組をいたします。

記

ガス料金の支払の猶予等

都市ガスご利用のお客様におかれましては、ガス料金について以下の措置を講じます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その支払いが困難な事情があるお客さまに対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払の猶予等について、下記の通りといたします。

(1) 内容

・令和2年3月検針分のガス料金につきましては一般ガス小売約款に定める支払期日について、お客さまの申出により、その状況に応じて支払期日を1ヶ月繰り延べ、4月・5月検針分のガス料金においてもお客さまの状況に応じて支払期日を1ヶ月繰り延べいたします。

この場合は一般ガス小売約款に定めている、支払い期限（検針日の翌日から起算して20日以内）を過ぎて徴収する場合の遅收料金やガスの供給停止（検針日の翌日から起算して50日目）はそれぞれ30日間（1か月間）猶予いたします。

(2) 特例措置の対象者

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまであって、一時的にガス料金の支払いに困難を来しているお客さま。

以上

丹後瓦斯株式会社